

議提第5号

霧島市議会会議規則の一部改正について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年6月30日提出

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

提出者 霧島市議会運営委員会
委員長 徳田 修和

霧島市議会会議規則の一部を改正する規則

霧島市議会会議規則（平成17年霧島市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第141条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第165条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第165条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合に開会するオンラインを活用した会議に関し、必要な事項を定めるため、本規則の所要の改正をしようとするものである。